

プロジェクト 「見積りの不確実性の発生要因」に関する開示

項目 個別財務諸表への適用に関する再検討

本資料の目的

1. 本資料は、「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実を行うにあたり、個別財務諸表への適用について再検討することを目的としている。

ASBJ 事務局の提案の要約

2. 次の文案を追加することを提案している。

個別財務諸表においては、第 5 項に基づき識別する個々の項目について、次のいずれかに該当する場合、第 7 項に定める注記に代え、項目名と会計上の見積りの内容について連結財務諸表に注記している旨を記載することができる。

- (1) 個別財務諸表において識別した項目が連結財務諸表において識別した項目と同一であり、かつ、連結財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りに関する注記の内容により、個別財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りの内容が推測できると判断される場合
- (2) 個別財務諸表において識別した項目が連結財務諸表において識別されていない場合において、識別した項目に関する会計上の見積りの開示以外の注記が連結財務諸表のみで行われ個別財務諸表で記載されていないときで、かつ、当該連結財務諸表における会計上の見積りの開示以外の注記の内容により、個別財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りの内容が推測できると判断される場合

論点の所在

(公開草案の文案における提案)

3. ASBJ 事務局は、第 27 回ディスクロージャー専門委員会（2019 年 8 月 23 日開催）において「見積りの不確実性の発生要因」に関する開示に係る公開草案の文案（以下「本公開草案」という。）の第 2 項（審議事項(5)-3 参照）において、本公開草案

を連結財務諸表及び個別財務諸表における会計上の見積りの開示に適用することを提案した。

4. これについて、ASBJ 事務局は、第 24 回ディスクロージャー専門委員会（2019 年 5 月 27 日開催）において、連結財務諸表を作成している企業の個別財務諸表における見積りの開示について、連結財務諸表と個別財務諸表で取扱いを分けることはしないとすることを提案した。
5. 本資料の第 4 項の ASBJ 事務局の提案は、有用性の観点とコストの観点を比較衡量した結果、見積りの開示は、財務諸表利用者が財務諸表を理解するうえで有用性の高い情報であり、会計方針の開示と同様、連結財務諸表か個別財務諸表かにかかわらず、それぞれ必要な開示であると考えられるとされたことに基づいている。
6. これに対し、個別財務諸表における開示は必要であるとの意見が聞かれた一方で、連結財務諸表での開示があれば個別財務諸表における開示は不要であるとの意見も聞かれた。

個別財務諸表の注記に関する議論

7. 2013 年 6 月 20 日に企業会計審議会から公表された「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下、「当面の方針」という。）では、「単体開示の簡素化」が取り上げられており、そこでは以下が記載されている。
 - 本表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）に関しては、大多数の企業が経団連モデルを使用している状況を踏まえれば、会社法の計算書類と金商法の財務諸表とでは開示水準が大きく異ならないため、会社法の要求水準に統一することを基本とする。
 - 注記、附属明細表、主な資産及び負債の内容に関しては、会社法の計算書類と金商法の財務諸表とで開示水準が大きく異なる項目については会社法の要求水準に統一することを基本とする。また、金商法の連結財務諸表において十分な情報が開示されている場合には、金商法の単体ベースの開示を免除することを基本とする。上記以外の項目については、その有用性、財務諸表等利用者のニーズ、作成コスト、国際的整合性、監査上の観点等を斟酌した上で、従来どおりの開示が必要か否かについて検討すべきである。

8. 当面の方針を受け、2014年3月26日に財務諸表等規則の改正が行われているが、当該改正時の解説記事¹では、「当面の方針」に記載されている「金商法の連結財務諸表において十分な情報が開示されているか」否かの判断は抽象的なものであり、これを明示することは困難であるが、投資家保護の観点から、主として、次の2つの視点から検討を行ったとしている。

(1) 金商法連結における開示と金商法単体における開示を比較して、金商法単体の情報が金商法連結における情報に包含される場合など、連結の情報から単体の情報が推測できる程度の相関関係があるのかどうかという視点

- これについては、多くの財務諸表の作成者が、投資者に対して提供すべき主たる情報を連結ベースとしており、また、多くの財務諸表利用者が、まずは連結ベースにおける情報を分析し、不足する場合には補足的に単体情報を利用しているという実務的な観点を考慮している。

(2) 金商法単体における開示を免除した場合であっても単体財務諸表としての体裁を大きく損なわないか(投資者にとって必要な情報が開示されているか)どうかという視点

また、2つの視点に基づいた検討を行い、双方を満たすと判断した項目については金商法単体の開示を免除することとしたが、例えば、重要な会計方針の注記、重要な後発事象の注記、継続企業的前提に関する注記など、単体財務諸表の根幹をなすと考えられる重要な開示項目については、投資家保護の観点から、開示を免除することは適当ではないと判断している。

9. 当面の方針及びその後の財務諸表等規則の改正の結果、現状では、個別財務諸表に関する注記は、以下の3通りに分類することができる。

(1) 個別財務諸表で注記を求めるもの

- ① 重要な会計方針の注記
- ② 重要な後発事象の注記
- ③ 追加情報の注記
- ④ 継続企業的前提に関する注記
- ⑤ 有価証券に関する注記

¹ 「金融商品取引法上の単体開示の簡素化に伴う『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』等の一部改正について(上)」(経営財務 3160号 2014年4月21日)

- ⑥ 税効果会計の適用等に関する注記
- (2) 連結財務諸表を作成している場合には個別財務諸表での注記を免除するもの
- ① リース取引に関する注記
 - ② 金融商品に関する注記
 - ③ デリバティブ取引に関する注記
 - ④ 持分法損益等の注記
 - ⑤ 関連当事者等との取引に関する注記
 - ⑥ 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - ⑦ 確定給付制度に基づく退職給付に関する注記
 - ⑧ 確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記
 - ⑨ 複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記
 - ⑩ スtock・オプション等の付与又は交付に関する注記等
 - ⑪ 資産除去債務に関する注記
 - ⑫ セグメント情報等の注記
 - ⑬ 賃貸等不動産に関する注記
 - ⑭ 公共施設等運営事業に関する注記
- (3) 連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、個別財務諸表においてその旨を記載するもの
- ① 取得による企業結合が行われた場合の注記
 - ② 共通支配下の取引等の注記
 - ③ 共同支配企業の形成の注記
 - ④ 事業分離における分離元企業の注記
 - ⑤ 事業分離における分離先企業の注記
 - ⑥ 企業結合に関する重要な後発事象等の注記
 - ⑦ 事業分離に関する重要な後発事象等の注記

⑧ 収益の認識に関する注記

分析

10. ASBJ 事務局は、次の理由から、会計上の見積りに関する注記について、連結財務諸表を作成している場合においても、個別財務諸表において一定の注記を行うべきと考えている。

(1) 会計上の見積りの開示の対象となる項目は、企業が開示目的に照らして識別した、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目である。このようにして識別された情報は有用性が高いものと考えられ、単体財務諸表の根幹をなすと考えられる重要な開示項目と考えられるため、これを個別財務諸表において開示しないことは、財務諸表利用者によって必要な情報が開示されなくなる可能性が高い。

(2) 会計上の見積りは、重要な会計方針と密接な関係があると考えられる。重要な会計方針に関する注記は、個別財務諸表においても求められており、会計上の見積りに関する注記を個別財務諸表において求めることは、重要な会計方針に関する注記と取扱いが整合することになる。

11. これまでの議論から、連結財務諸表においては、次の3点を注記事項として求める方向で検討を進めている。

(1) 識別した項目名

(2) 当年度に財務諸表に計上した金額

(3) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

これまでの個別財務諸表における注記の取扱いを踏まえると、上記の注記事項のうち、連結財務諸表の情報から個別財務諸表の情報が一定程度推測できる注記事項については、個別財務諸表において求めないことが考えられる。

12. ASBJ 事務局は、連結財務諸表において識別する項目が個別財務諸表において識別する項目と同じ場合で、かつ、連結財務諸表において注記する、「会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報」によって個別財務諸表における会計上の見積りの内容についても理解できる場合には、連結財務諸表の情報から個別財務諸表の情報が一定程度推測できると考えられ、注記を簡素化することができると考えられる。具体的には、このような場合には、項目名とその旨を

記載することが考えられる。この結果、このような場合には、個別財務諸表において定量的な開示は求められないことになる。

13. また、個別財務諸表において識別した項目が連結財務諸表において識別されていない場合において、識別した項目に関する会計上の見積りの開示以外の注記が連結財務諸表のみで行われ、個別財務諸表で記載されていないとき（第9項(2)参照）、かつ、当該連結財務諸表における会計上の見積りの開示以外の注記の内容により、個別財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りの内容が推測できると判断される場合においても、第12項と同様に、連結財務諸表に注記されている情報から個別財務諸表の情報が一定程度推測できる場合には、注記を簡素化し、個別財務諸表においては項目名とその旨を記載することが考えられる。
14. 具体的には次のような文案が考えられる。

個別財務諸表においては、第5項に基づき識別する個々の項目について、次のいずれかに該当する場合、第7項に定める注記に代え、項目名と会計上の見積りの内容について連結財務諸表に注記している旨を記載することができる。

(1) 個別財務諸表において識別した項目が連結財務諸表において識別した項目と同一であり、かつ、連結財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りに関する注記の内容により、個別財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りの内容が推測できると判断される場合

(2) 個別財務諸表において識別した項目が連結財務諸表において識別されていない場合において、識別した項目に関する会計上の見積りの開示以外の注記が連結財務諸表のみで行われ個別財務諸表で記載されていないときで、かつ、当該連結財務諸表における会計上の見積りの開示以外の注記の内容により、個別財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りの内容が推測できると判断される場合

ディスカッション・ポイント

個別財務諸表への適用に関する再検討について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以上